

有資格者は45万人

保育ママの認定有資格者は2011年に約45万人。施設型保育の約35万人を大きく上回る60万人の乳幼児が利用する。保育ママの自宅で預かるのが特徴で、受け入れ定員は住宅の面積などで決められる。

保育ママは県所管の母子保護センターが書類や面接、自宅訪問などで審査し、県議会議長が認定。子どもの受け入れ前に60時間、認定後2年以内に2回目の研修が義務付けられている。研修内容は育児の基礎知識からコミュニケーション法、人体学、栄養学など多岐にわたる。

ているのが実情だ。

シエランスキさんは訴える。「事故を起こさず、健康に常に注意しながら子どもを預かる責任の重さを、もう少し社会に分かってほしい」

●保育所は就業支援

一方、子どもを集団で預かる保育所は、低所得の親の就職活動と子育ての両立を支援する点で注目されている。

フランスでは保育所の定員の1割を、低所得の親の子どもに割り当てるよう義務付けているが、パリ郊外に09年に開設されたカラムル保育所は、25人の定員の半数を母親が求職中の子どもに割り当てている。「子育てとの両立が最も困難な状況に置かれているのは求職中の親だ」という経営者の問題意識からだ。

志望書や面接で職探しの熱意を確認し、合格すれば3カ月から6カ月間、子どもを預かる。親はこの間に就職するか、職業訓練を受けることが義務付けられ、できなければ保育時間や期間を短縮する。保育所を経営する非営利団体IEPCのクリスティヌ・レイゼールさん(45)は「9割近くの親が期間内に仕事についています」と自信を見せる。

3歳の長女が9月まで通所したサーディア・シャイブさん(44)は、出産直後に勤務先の会社を解雇され、夫とも離婚。約1年間決まった住居もなかったが、カラムル保育所に長女を預けて起業のための

職業訓練を受け、今年2月に介護関連の会社を創業した。

「この保育所のおかげでここまで来ることができた」と、シャイブさんは笑顔を見せた。

仏政府は、1970年代の女性の権利拡大運動を機に、女性の育児と仕事の両立促進策を充実させてきた。2005年時点で、フランスの30、34歳の女性の労働力率は全体で78・9%、既婚者は74・6%と差が少ない。

しかし、日本の同年代の女性労働力率は、11年時点でも全体が67・6%に対し、既婚者は54・7%と、10%以上開いている。仕事と家庭との両立のしやすさの点で、フランスに遠く及ばないのが実情だ。

【パリ宮川裕章、山崎友記子】

二つづく